

マージン率などの情報について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務づけられました（法第23条第5項）。このマージン率は以下の計算式で算出されます。

マージン率

=

派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額

派遣料金の平均額

×100

株式会社TEC三河

豊田市山之手8丁目124番地

派遣労働者の数	172人（令和8年4月現在）
派遣先の数	52社
派遣料金の平均額	15,722円
派遣労働者の賃金平均	11,469円
マージン率	27.0%
教育訓練に関する事項	安全衛生教育・品質管理教育・スキルアップ研修
福利厚生に関する事項	各種保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険）・年次有給休暇・定期健康診断